

那須烏山市省エネ家電購入支援補助金

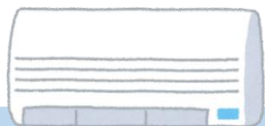
エネルギー価格高騰の影響を受ける市民を支援するため「省エネ家電」の購入費用の一部を那須烏山市が補助します！

(国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。)

申請受付期間 令和8年9月1日～令和9年2月26日 ※予算額に達し次第、受付を終了

※上記期間内に購入し、かつ、設置が完了した家電に限ります。

【補助対象家電】



エアコン



電気冷蔵庫



照明器具



テレビ

省エネ基準達成率が100%以上の製品(新品の製品に限る)

【補助概要】

〈補助金額〉

補助対象経費の4分の1に相当する額とし、上限 20 万円とする。

※補助金額に 1,000 円未満の端数が生じたときは切り捨てる。

〈補助対象経費〉

一度の支払いにおいて購入した補助対象家電の本体購入に係る合計費用とする。ただし、下記の額は除く。

- (1) 設置及び配送に係る経費
- (2) 既設の家電の処分に係る経費
- (3) 消費税及び地方消費税に相当する額
- (4) ポイント又はクーポン券で支払った額

※那須烏山市プレミアム付商品券(わくわく商品券)は補助対象経費として計上可能です。

〈補助対象者〉

- (1) 那須烏山市に住民登録のある個人であること
- (2) 自らが居住する市内の住宅(併用住宅にあっては住宅部分に限る)に補助対象家電を設置した者であること
- (3) 市税等の滞納がないこと
- (4) 那須烏山市暴力団排除条例(平成 23 年3月那須烏山市条例第 1 号)第2条第4号に定める暴力団員等又は同条例第6条に定める密接関係者に該当しない者であること
- (5) 過去に申請者又は同一世帯の者が、当該補助金の交付を受けていない者であること

〈提出書類〉

- (1) 省エネ家電購入支援補助金交付申請書兼請求書
- (2) 補助対象家電の購入に係るレシート又は領収書の写し及び価格が分かる内訳書の写し
- (3) 製造者又は販売店が発行した保証書の写し
- (4) 自らが居住する市内の住宅に設置したことが分かる写真
- (5) 補助対象家電であることが確認できるカタログ又は仕様書等の写し

【お問い合わせ及び書類提出先】 那須烏山市まちづくり課環境グループ TEL 0287-83-1120

詳しくは那須烏山市のホームページをご覧ください。

ココを確認！！

(統一省エネラベル)



省エネ基準達成率の記載

省エネ型製品情報サイト

